

「PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第1号から第4号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」について

平成22年7月20日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第256号)が、平成21年10月に公布されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)が第171回通常国会で成立、公布されたことを踏まえ、「PFOS又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第1号から第4号までに規定する製品でPFOS又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」を制定する。

2. 主な内容

今次法改正に伴い、第一種特定化学物質及びその含有製品を使用する取扱事業者に対して表示義務を課す条項(第17条の2)が新設された。

当該条項に基づき、化審法施行令第1条第17号で定める「PFOS」、化審法施行令第3条の3の表第1号及び第2号に定める「エッチング剤」及び「半導体用のレジスト」、化審法施行令第3条の3の表第3号に定める「業務用写真フィルム」並びに化審法施行令附則第3項で定める「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」を譲渡・提供する時の表示内容を本告示において規定する。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成22年9月

施行：平成22年10月1日

(以上)